

衆議院 第九十回国会 經濟産業委員会 議 録 第七号

平成二十八年四月二十日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 高木美智代君

理事 神山 佐市君 理事 佐々木 紀君

理事 佐藤ゆかり君 理事 田中 良生君

理事 山際大志郎君 理事 伴野 豊君

理事 升田世喜男君 理事 富田 茂之君

理事 石川 昭政君 理事 岩田 和親君

理事 小倉 將信君 理事 尾身 朝子君

理事 大西 英男君 理事 大見 正君

理事 岡下 昌平君 理事 梶山 弘志君

理事 勝俣 孝明君 理事 神谷 昇君

理事 小林 鷹之君 理事 塩谷 立君

理事 鈴木 憲和君 理事 瀬戸 隆一君

理事 関 芳弘君 理事 平 将明君

理事 武村 展英君 理事 寺田 稔君

理事 富樫 博之君 理事 根本 幸典君

理事 野中 厚君 理事 福田 達夫君

理事 星野 剛士君 理事 三原 朝彦君

理事 宮崎 政久君 理事 八木 哲也君

理事 山口 壯君 理事 阿部 知子君

理事 大畠 章宏君 理事 逢坂 誠二君

理事 落合 貴之君 理事 近藤 洋介君

理事 篠原 孝君 理事 田嶋 要君

理事 中根 康浩君 理事 本村賢太郎君

理事 中野 洋昌君 理事 藤野 保史君

理事 真島 省三君 理事 足立 康史君

理事 木下 智彦君

經濟産業大臣 林 幹雄君

經濟産業副大臣 鈴木 淳司君

經濟産業大臣政務官 星野 剛士君

政府参考人 中西 宏典君

(内閣府大臣官房審議官)

政府参考人 (総務省大臣官房審議官) 時澤 忠君

政府参考人 (外務省大臣官房審議官) 中村 吉利君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 白間竜一郎君

政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 日下部 聡君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君

政府参考人 (中小企業庁長官) 豊永 厚志君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 山田 知穂君

政府参考人 (原子力規制庁原子力規制部長) 櫻田 道夫君

經濟産業委員会専門員 木下 一吉君

委員の異動 四月二十日

辞任 穴見 陽一君 補欠選任 瀬戸 隆一君

尾身 朝子君 神谷 昇君

勝俣 孝明君 大西 英男君

宮崎 政久君 鈴木 憲和君

篠原 孝君 阿部 知子君

本村賢太郎君 逢坂 誠二君

木下 智彦君 足立 康史君

同日 補欠選任

大西 英男君 勝俣 孝明君

神谷 昇君 尾身 朝子君

鈴木 憲和君 宮崎 政久君

瀬戸 隆一君 小林 鷹之君

阿部 知子君 篠原 孝君

同日

大西 英男君 勝俣 孝明君

神谷 昇君 尾身 朝子君

鈴木 憲和君 宮崎 政久君

瀬戸 隆一君 小林 鷹之君

阿部 知子君 篠原 孝君

同日

大西 英男君 勝俣 孝明君

神谷 昇君 尾身 朝子君

鈴木 憲和君 宮崎 政久君

瀬戸 隆一君 小林 鷹之君

阿部 知子君 篠原 孝君

辞任 逢坂 誠二君 補欠選任 本村賢太郎君

足立 康史君 木下 智彦君

同日

辞任 小林 鷹之君 補欠選任 小倉 將信君

同日

辞任 小倉 將信君 補欠選任 岩田 和親君

同日

辞任 岩田 和親君 補欠選任 根本 幸典君

同日

辞任 根本 幸典君 補欠選任 穴見 陽一君

同日

四月十九日

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調

達に関する特別措置法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第二八号)

同月十五日

原案から撤退し、再生可能エネルギーへの転換

を求めることに関する請願(清水忠史君紹介)

(第一五四三号)

同(畑野君枝君紹介(第一五四四号))

同(畠山和也君紹介(第一五四五号))

同(宮本岳志君紹介(第一五四六号))

は本委員会に付託された。

四月十五日

伊方原発再稼働に抗議し中止を求める意見書

(高知県本山町議会(第二七四〇号))

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化

などを求める意見書(北海道新ひだか町議会)

(第二七四一号)

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化

などを求める意見書(和歌山県議会(第二七四

二号))

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化

などを求める意見書(広島県府中市議会(第二七

四三三号))

地域の中小企業への支援充実を求める意見書

(北海道留萌市議会(第二七四四号))

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

原子力発電における使用済燃料の再処理等のた

めの積立金の積立て及び管理に関する法律の一

部を改正する法律案(内閣提出第一七号)

○高木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再

処理等のための積立金の積立て及び管理に関する

法律の一部を改正する法律案を議題といたしま

す。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣

府大臣官房審議官中西宏典さん、総務省大臣官房

審議官時澤忠さん、外務省大臣官房審議官中村吉

利さん、文部科学省大臣官房審議官白間竜一さん

、資源エネルギー庁長官日下部聡さん、資源エ

ネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘さん、中

小企業庁長官豊永厚志さん、原子力規制庁長官官

房審議官山田知穂さん及び原子力規制庁原子力

規制部長櫻田道夫さんの出席を求め、説明を聴

取いたしたいと存じますが、御異議ありません

か。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○高木委員長 御異議なしと認めます。よって、

○中根(康)委員 時間が若干ありますので、見直しの期間の点だけではなくて、今、私が民進党のこの法案に対する考え方を申し上げたわけでありませうけれども、こういつたことをお聞きいただいた御所見、御感想を、最後に力強く御表明いただければということですが、いかがでしょうか。

○林国務大臣 さまざまな御意見、あるいはまた課題などもありました。それを乗り越えて進めていく第一歩だと思っております。先生の御意見なども踏まえて進めていければというふうに思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○高木委員(康) 午後一時十五分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時十五分休憩

午後一時十五分開議

○高木委員(康) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。

質問に先立ち、熊本県を中心とした九州地方地震によって犠牲になられた方々に心から哀悼の意を表します。今も強い余震が相次ぐなど、前例のない過酷な状況で、心身ともに疲労のきわみにあるという方がたくさんいらっしゃると思います。心からお悔やみ申し上げるとともに、日本共産党としても全力を尽くしてまいりたいと思っております。

本法案ですけれども、核燃料サイクル政策について、電力自由化のもとでも国の関与を強めて推進しよう、こういう中身になっていくと認識しております。

しかし、国民世論といえますのは、三・一一を経験して、まさにその多数が原発のない日本というのを求めている。ですから、本法案は、この多くの国民世論に反する形でさらに核燃料サイクルを進めようというものだと思います。

進めようというのだと思います。しかも、午前中、各委員から指摘がありましたように、このサイクル自身がもう破綻しているというふうにも思っております。

高速増殖炉の「もんじゅ」は、総額一兆円以上投入してはいますが、二十年間、一度も発電していない。昨年十一月には、原子力規制委員会も、そのあり方を抜本的に見直すべきという勧告を出すに至っております。

そして、プルサーマル、再処理で生まれるプルサーマルを加工したMOX燃料を普通の原発で使った十六基から十八基が稼働しているという計画ではない、ということもすけれども、一基も動いていない、こういう状況であります。

私も昨年十月、六ヶ所村の再処理工場を視察させていただきましたけれども、ここも動いていない、もう二十三日も延期しているということでもあります。

内閣府にお聞きしたいんですが、三月二十九日の原子力委員会、電気事業連合会が今後のプルサーマル利用計画についてどのような見解を示したのでしょうか。

○中西政府参考人 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、三月二十九日に原子力委員会の方で、これまでの取り組みの状況とか、今後のプルサーマルの利用計画等々についての電気事業者の考え方を聞かせてもらいました。その概要を簡単にいって御紹介させていただきます。

まず、全国の十六から十八基の原子炉でプルサーマルの導入を目指す方針そのものについては、導入目標時期としていた平成二十七年度は見直す必要がある。また他方、プルサーマルを各社で確実に利用する予定の基数には変わりがない。また、信頼性のあるプルサーマル利用計画等の策定のためには原子力発電所の再稼働が大前提でございます。現時点では、再稼働時期等の具体的な見通しが得られていないプラントがあります。

す。電気事業者としては、引き続き、原子力発電所の再稼働の見直し、六ヶ所再処理工場の操業時期等を踏まえながら、新たなプルサーマルの回収が開始されるまでできるだけ早期に、プルサーマル利用計画等を策定し公表する。こういうようなことの報告を受けてございます。

○藤野委員 計画が示せなかった、電車連自身はやはり具体的な計画を示せない、こういう状況ではないかというところは端的にあらわれているというふうに思います。

大臣にお聞きするんですが、本法案で再処理を強化する、着実に推進という言葉もありました。が、やってもサイクルは回らない。何でこれは固執されるのでしょうか。もう破綻しているんじゃないでしょうか。

○林国務大臣 午前中も答弁申し上げましたけれども、エネルギー基本計画で閣議決定したとおり、自治体や国際社会の理解を得つつ、使用済み燃料の再処理等を行う核燃料サイクルを推進する方針でございます。

使用済み燃料を再処理する場合、直接処分する場合に比べて、まず、高レベル放射性廃棄物の量の減少、それから放射能レベルの低減、回収されるプルサーマル等の資源の有効利用などの効果があるわけでございます。

具体的には、例えば軽水炉サイクルの場合、高レベル放射性廃棄物の体積を直接処分する場合に比べて四分の一に減らすことができますし、放射能レベルにつきましても十分の一以下にするわけでありまして、また、残存する核燃料物質を有効利用しまして、新たに二割程度の核燃料を製造できるといった効果がございます。

て放射能レベルも減る、そして有効活用できる、こういうことなんです。この三つの意義というのは本意なのかというのをちょっときょうは見たいと思うんです。

配付資料を配らせていただいておりますが、一枚目を見ていただきます。これに沿って、ちらちら見ながら質問していきたいと思っております。

まず、再処理すれば高レベル放射性廃棄物の量が減ることです。再処理すればそういふものが出てくる、有害なものが出てくる。その中には、午前中、逢坂委員からも御指摘ありましたが、高レベルの放射性廃棄物だけでなく、低レベルのものも出てくるわけですね。

配付資料の一でいいますと、下の方に緑で囲んであるのがいわゆる高レベル、左の方で赤とか濃い紫で囲んであるのがそれ以外の中、低レベルの廃棄物であります。ですから、再処理しなければ出てこないものとして、高レベル以外に、低レベルのものがあるわけですね。

配付資料の二枚目を覗いていただければと思っております。これは日本天然が出した資料をもとにつくったんですけれども、日本天然自身が、六ヶ所再処理工場を一年間動かさずというものが出てきますよと御説明しているものであります。ガラス固化体は皆さんよく御存じだと思っておりますが、それ以外にも、低レベル濃縮廃液の乾燥処理物、これは体積でいえば三百五十立方メートル、低レベル濃縮廃液の固化体、あるいは廃溶媒の熱分解生成物、廃樹脂と廃スラッジ、さまざまなものが出てくるわけですね。

再処理する使用済み燃料自身は一年間に八百トンと言われております。これを内閣府にいただいた資料で体積に換算しますと、約三百七十五立方メートルになると御説明いただいております。それ以外に、再処理したことによって固体として出てくる廃棄物が、日本天然の説明によると、下の方に囲っておりますが、約千九百七十五立方メートルに達するということであります。体積比でい

も本当なのかということなんです。

原子力発電を行った場合、発電前と発電後で、ウラン235、238、プルトニウム、その他もいろいろ出てくると思いますけれども、この中で最も割合の多いものは何かといいますと、ウランであります。ウランが、大体、使用前と使用後で一番多いと思いますけれども、これを確認させていただきます。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ウラン238が該当すると思います。

○藤野委員 ですから、一般的には、大体、使用前、使用後で、プルトニウムは1%ぐらいしかできなくて、ウランが235と238合わせて九四%に達する。ですから、六ヶ所再処理工場で一年間で八百トン再処理するとよく言われますが、そうしたら、九四%という大体七百五十トンぐらいウランが出てくるわけですね。いわゆる再処理ウランというふうなものになるわけです。

これも経産省に確認したいんですが、プルトニウムは活用するとおっしゃるんですが、このウランも資源だということに捉えていらっしゃるのでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ウランにつきましても、使えるものがあるというふうな考えでおります。

○藤野委員 そうですね。東京電力のホームベージでも、プルトニウムと並んでウランを準国産エネルギーというふうに位置づけておりますので、これもやはり活用すべき資源だということになってまいります。

では、その再処理されたウランというのは使われているのかということになります。

本法案はMOX燃料加工工場を新たに拠出金の対象にするわけですけれども、このMOX燃料というのはプルトニウムとウランを混ぜ合わせてつくられるわけです。プルトニウムは六ヶ所村の再処理工場で作られたものを使うというわけですから、ウランの方はどうなのかということなんです。

ウランの方は再処理から生まれたものを使うのか。配付資料の一枚目に戻っていただいて恐縮ですけれども、一枚目の一番右上にウラン酸化物粉末というのがわざわざ囲ってあるんですが、これを使うのかということなんです。

経産省にお聞きしたいんですが、日本原燃は、このウラン酸化物粉末、いわゆる再処理回収ウランを利用する具体的計画を持っているのでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

ちよつと今手元になくて定かではございませんが、日本原燃は、ウラン酸化物粉末につきましては備蓄をしているということかと思っております。

○藤野委員 そのとおりなんです。備蓄している、ためているだけなんです。これを利用する計画は全然持っていないんですね。

配付資料の五枚目を見ていただきますと、これも日本原燃の資料であります。これを見ていただくと、見ていただくの一番左上だけでいいんですけれども、MOX燃料をつくる際に、プルトニウムの方は、上のPuというのはプルトニウムであります。確かに、再処理施設から隣に今つくっている燃料加工建屋に持つてくる、こういう矢印がついております。しかし、ウランの方は、再処理施設じゃなくて再転換施設からというふうになっております。

ですから、結局、再処理工場でプルトニウムとウランを分けて、それぞれ粉末にして、配付資料の一にあるようにウラン酸化物粉末というものにするわけですけれども、このウラン酸化物粉末はいわゆる戦略的備蓄という名のもとにずつとためておかれている。MOX燃料には生まれ変わらないうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先生配付の資料の五ページの左上をごらんいただきますと、御指摘の赤で囲ってありますウラン粉末、これは確かに再処理工場とは関係なく、外から持つてくるものがございます。

他方で、この赤い網かけがかかっていると、プルトニウムの富化度が五〇%となっているMOX粉末がございます。これは、再処理施設からでございますけれども、この再処理工場で生成されたもの、その再処理工場で生成される過程はこの一ページのものとございます。この一ページの黄色いウラン酸化物粉末の下にプルトニウム・ウラン酸化物粉末がございますが、ここでまさに取り出したウランを使っているということでございます。

したがって、再処理工場を取り出しましたウランというものを全く使っていないということではございません。

○藤野委員 利用実績があるのは私も知っております。例えば、九五年でいえば、年間装荷量千トンに対して二十トン使ったことはある、〇・〇二%。

ただ、ウラン粉末としてわざわざ生成したものは使われていないんですよ、全く。私の質問はそういうことなんです。ですから、九四%出てくるわけですね。八百トン処理したら七百五十トンというオーダーで出てくるものが、全く使われていない。戦略的という言葉のもとに備蓄されているわけです。

これも経産省にお聞きしたいんですけども、日本が国内外で保有しているウランは総量で何トンでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

今手元に数字を持ち合わせておりません。

○藤野委員 これは七千トンなんです。プルトニウムは国内外で四十七・八トン、この間三百三十一キログラム返しましたけれども、そういうオーダーです。ウランは全く使われません。再処理しても再処理しても使われません。海外で再処理しても使われません。だから、七千トンというオーダーでたまっている。これが実態であります。

何で使われないかといいますと、先ほどMOX燃料の話もありましたけれども、やはり再処理す

ると厄介なんです。ガンマ線も強くなる、遮蔽の費用も物すごいかかる、いろいろな形でもう使わないというのが世界的に共通している。そういう実態であります。

ですから、大臣、これはちよつとお聞きしたいんですけども、プルトニウムは四十七・八トン、ウランは七千トン、どつちも利用計画すら立てられない。そのもつとで、ただただ積み上がっているわけです。これが再処理の現状じゃないでしょうか。有効活用なんて全くされていないんじゃないでしょうか。いかがでしょうか。

○林国務大臣 先生御案内のとおり、高浜原発三、四号機の二基、これは現在停止中でありまして、実際にMOX燃料を使用してプルサーマルを行ったところがございます。このほか、八基がプルサーマル計画を行うということで、原子力規制委員会による審査を受けているところでございます。

今後、審査が進めば、プルサーマルを実施する原発の再稼働もふえまして、プルトニウムの消費も進んでいくものというふうに見込まれるわけでございます。

六ヶ所再処理工場は、ほぼ二年後の二〇一八年上期の竣工予定でありまして、稼働後も五年をかけてフル稼働に至る予定でございます。このため、直ちに核分裂性プルトニウムが回収されるわけではございません。そういった意味では、ちよつと長いスパンで対応していく形になります。

○藤野委員 私の質問は、ウランというのは全く使われていない、資源の有効活用と大臣はおっしゃいましたけれども、有効活用されていないわけですから、だから七千トンもたまっているわけです。七千トンです。ですから、再処理によって、有害なものが減るとか、放射能レベルが減るとか、あるいは有効活用できるとか、全くそうならないということがあるわけですか。

ですから、再処理の意義、再処理の三つの意義と大臣がおっしゃったことが全て破綻していると

言わざるを得ないというふうに思うんですね。こういうものはきっぱり撤退すべきだというふうに主張いたします。

その上で、別の話も聞きたいんですが、先ほど、MOX燃料加工費用が幾らになるのかという指摘もありました。大事な指摘だと思います。

配付資料の六枚目を見ていただきますと、アメリカもMOX燃料をずっとやってきました。しかし、やってきた結果、初期の見込みよりも七倍以上予算がふえてしまつて、二〇一四年の予算書では、負担し切れないかもしれないと。ちよつとここはまだ腰が引けているんですね、かもしれないです。しかし、二〇一五年度は、もうどうと、MOX燃料製造施設及び関連施設を凍結状態、コールドスタンバイというふうにして、他のオプションを検討するようになつていふふうになっています。

ですから、ある意味、もう先行例があるわけですね。そういう意味でも、このMOX燃料工場を加えるというのの無謀なことかというふうに思います。

しかも、大臣、私の衆議院本会議での質問に対して、費用をどう回収するんだということについては、事業者が判断と言いながら、こうおつておられます。本法案において制度の対象としたような発電にかかわる費用は電気の利用者から料金の形で回収することが一般的だ、こうおつておられます。

大臣、本法案で再処理等の対象を拡大して、核燃料サイクルにかかわる費用が一体幾らになるのか、全く総額も示さない。この法案とは別なんだと言つて説明されるわけですから、私は別じゃないと思ひますよ。

大臣、試算も示さずに、国民から電気料金で取ること一般的だと言ふ、そこだけ認める。こういうことが許されるんでしょうか、大臣。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。まず、前提として、今回、拠出金制度をつくらせていただきますが、現在も積立金制度は存在し

ております。その中で、積立金として対象としている費用、これは今回追加するMOX燃料費用を除いたものでございますけれども、こちらについて、先ほども御答弁しましたけれども、事業者からの報告によれば十二・六兆円、こういったものは出てきているわけでございます。

その上で、大臣からの御答弁の内容は、原子力発電に伴つて発生する使用済み燃料を処理するための費用というものは電気事業を行つていくために必要な費用でございますので、これにつきましては、電気の利用者の方から御負担いただくのが一般的ではないか、このような趣旨を御答弁した内容だというふうにご理解をしております。

○藤野委員 何の内容もない答弁だつたと思うんです。私が引用したことを大体おつしやつたような話で。

大臣にちよつとお聞きしたいのは、政府は再処理にかかわる費用を現行と同じく託送料金という形で回収しようとしているんじゃないかという報道があるんですね。託送料金というのはいわば送電線の利用料のようなもので、高速道路の利用料のようなものですね、電気を通していくわけですから、この託送料金で再処理にかかわる費用を現行と同じく求めていくという報道があるんですが、こういう検討をされていることは事実かどうか、まずお答えください。

○林国務大臣 再処理等に要する費用は原子力事業者が負担することが大前提でございます。託送料金による費用回収に係る新たな措置は講じておりません。

○藤野委員 新たな措置を講じているかを聞いたんじゃないかと、検討しているのかということですね。これについてはいかがでしょうか。

○林国務大臣 現時点で検討してございません。○藤野委員 今後は検討されるのでしょうか。

○林国務大臣 現時点では検討してございません。○藤野委員 今後のこともまだ検討してございません。○藤野委員 なぜかといいますと、これは電力自由化あるいは発送電分離と密接にかかわる問題だ

からお聞きをされているわけです。発電と送電を分けるわけですから、送電線の利用料に発電部門のコストが乗つていくということになると、電力自由化あるいは発送電分離をしたにもかかわらず、やはり原発優遇じゃないか、こういう話になつてくるわけで、ですからお聞きをされているわけでありませぬ。

配付資料の七枚目を見ていただきますと、これは、電気料金の請求書には表示はされていないけれども現在これだけのものが電気料金に上乗せされているということを示した、経済産業省の提出資料をもとにつくりました。

例えば、東京電力エリアでは、一番下のところにありますけれども、標準家庭で合計で月額二百三十九円、こういう原発関連の費用が入つています。知らないまま、表示もされないまま負担させられている。

皆さんも御存じだと思つておられるけれども、再エネの賦課金については電気料金のところを書いてあるんですね。結構高いので、あれを見ると、再エネというのは高いよねと思つておられるんですが、原発については、これだけ乗つておられるにもかかわらず、あの請求書に載っていない。これが実態であります。

配付資料の八枚目は託送料金の資料であります。小さい字で恐縮です。経済産業省にお聞きしたいんですけれども、確認ですが、再処理の費用というのは原子力発電でしか生まれぬ固有のコストです。地熱とか水力発電では生まれぬコストです。ね。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。御指摘の再処理に係る費用、これは原子力発電に伴う費用で固有のものとお考えただいて結構です。

○藤野委員 ですから、これは発電の中でも原発だけで発生する費用であります。もしこれが託送料金ということで送電部門の料金に含まれるということになれば、大変おかしなことになる。

例えば、普通に、電力自由化になりました、よし、私は原発のエネルギーはちよつと嫌だから、再生エネルギー二〇〇%の会社の電力を買おう、そう思つてそういう再生エネルギー一〇〇%の会社の電力を買つたとしても、その再生エネルギー一〇〇%の会社だつて送電線は使われないといけません、その会社だつて託送料金を払わないといけません。

その託送料金の中に原発でしか生まれない固有のコストが入つていたら、結局、それを選んだ人の思いが実現しない、こういうことになつておられるんですが、大臣、いかがですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。今、消費者の方々の選択において、託送料金の中に原子力という固有の発電の費用が乗せておられるとよろしくないのではないかと、こういう御指摘かと思ひます。

先生の配付資料にもあつたかと思ひますが、一つ事実だけ申し上げます、現在の再処理積立金でございますが、この積立法ができました二〇〇五年よりも前に発生しておりましたものについても、積立金につきましては、現在、過去分といつたしまして全ての需要家の方からいただくことが必要だろつということ、託送料金の中に乗つておられるというのがございます。

したがいまして、費用負担のあり方につきましては、先ほど大臣からも御答弁ありましたように、現時点で検討していませんし、今後のことも検討しておらないということ、そのとおりでございますけれども、事実関係として、そういった関係があるということだけ補足させていただきます。

○藤野委員 いや、ですから、今乗せているから聞いているんです。今託送料金に乗せているから、これを電力自由化後もやるんですか、検討していませんですかということ、大臣は検討してないとおつしやいました。これは大変重要な答弁だと思つておられます。これはぜひ取り消さないで、託送には乗せないということを買かないといけな

いというふうに思うんですね。

やはり、再処理の費用というものは原発でしか生まれられないし、しかも長期間にわたります、しかも巨額のコストです。これをどう負担させていくのか。発電会社が、原発を使いたい、原発でやるんだといって、それを胸を張って消費者にこれは原発の電力ですとやってやるんなら、そうやっていだければいいと思いますけれども、再生エネルギーをやっている会社にまでこの託送料金という形で負担させるようなことがあつては絶対にならない。

大臣は検討していないとおっしゃいましたから、これはぜひそのとおりにしていただきたいと思ひます。

○林国務大臣 先ほど検討していないと申し上げたのは、本法案に関するもので答弁したものでございます。

○藤野委員 では、本法案以外では検討されるんですか。

○林国務大臣 原子力全般というか、その費用の負担のあり方につきましては、今後、個別の内容を踏まえて検討すべきものではあるのではないかと、いふふうに考えております。

○藤野委員 これまた重大答弁でありまして、ですから、結局検討されるんですね。これを託送に乗せる、こういうことですか、大臣。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

原子力発電にかかわるものという趣旨でまいりますと、例えばでございますが、廃炉を円滑にするための会計制度というものを、つくりだしていただきたまいました。そうした廃炉に伴って発生する費用などにつきまして、場合によっては、その費用の負担、投資回収についてのさらなる対応のあり方というのとは考えなければいけない課題として存在すること、は事実でございます。これをどうするかということについてはまだ結論が出ていないものではないかと、思います。

○藤野委員 先ほど大臣が答弁を修正されたのは極めて重大で、本法案では検討していないけれども

も、ほかの場面で検討すると。

これは、発電にかかわるコストを託送料金という送電にかかわるコストに乗せていく、しかも、原発でしか生まれられない再処理にかかわる費用を乗せていくということになります。これは、重ねての指摘になりますけれども、本当に絶対許されないと、思っています。発送電分離とか電力自由化といながら、結局原発は優遇していく、結局原発温存のための仕組みをつくっていく、こういうことになるわけでありまして。

大臣、この問題は非常に重要な問題だということに思っています。絶対に許されない、引き続き追及したいと思います。

三・一一の原発事故以後、国民は、率直に言うて、電気料金とか電気のあり方ということについて認識を一変させているというふうに思っています。私もよく覚えているんですが、二〇一三年の六月四日、当委員会、電気事業法の参考人質疑、議事録を読ませていただきました。そこで、消費生活アドバイザー協会の辰巳さんがこういう発言をされているんですね。いろいろおっしゃった後、

ああそうか、働かない原子力発電のお金まで料金で負担させられていたんだというふうなこともわかってきたということ、とてもよかったです。これでもし自由化になって、そういう話が全部隠れてしまつて、例えばトヨタさんのお話も出ましたけれども、料金がどういふ積算のものに出ているかというのがわからなくなること、やはり私たちとしては、知ってしまった以上、もう少し知りたいというふうに思っています。

大臣、ですから、消費者、国民は、三・一一以降、電気や電気料金について認識を一変している。こういう認識、大臣、ありますか。

○林国務大臣 まさにそのとおりだと思います。

○藤野委員 ですから、もう知ってしまったんです、国民は。知ってしまった以上、もう少し知りたい、こうおっしゃっているわけですね。しかし、それにもかかわらず、託送料金という形で知らないうちに乗せられるわけですね。再生エネルギー一〇〇%と思つて電気を買うようになつたらば、そこに再処理の費用も乗つていた。これを、大臣、認めることになるわけですね。これは絶対許されないと、思っています。

す、国民は。知ってしまった以上、もう少し知りたい、こうおっしゃっているわけですね。

しかし、それにもかかわらず、託送料金という形で知らないうちに乗せられるわけですね。再生エネルギー一〇〇%と思つて電気を買うようになつたらば、そこに再処理の費用も乗つていた。これを、大臣、認めることになるわけですね。これは絶対許されないと、思っています。

しかも、託送料金というのはもう一つ問題があります。電気料金については、経過措置ではありますけれども、公聴会という形で国民がチェックできる仕組みがあると思います。経産省、間違ひありませんか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

これまでの認可料金、それから今の経過措置料金については、公聴会の対象となります。他方、託送料金については、公聴会の規定はございません。

それから、先ほど来、私どもが託送料金で回収することを何か結論を得ているというふうなことで、前提として御指摘があるようでございますが、先ほど大臣の方から申し上げておりますように、私どもとして現時点で何か具体的な結論を得ているわけでは決してございませんので、誤解ないようにお願いしたいと思います。

○藤野委員 いや、私は答弁を変えられたから問題にしているんですね。それは後でまたやりませうけれども。

今確認しましたが、電気料金につきましては、公聴会があつて、値上げするときは市民とかが関与できる仕組みがあるんですね。そこで何が入っているのかという資料も出るし、議論もされるし、そういう意味では大変重要な仕組みがあるわけですが、託送料金は、今答弁あつたように、公聴会がない、チェックできないという仕組みになつております。

ですから、先ほどの辰巳さんの発言、知つた以上はもつと知りたいという国民の意識にもかかわらず、託送料金という形でこっそり入つてきて、

しかもそれをチェックする仕組みもなくなつてしまつたということでありまして。

大臣、これで本当に国民の思いに答えることができると思われませんか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

託送料金について公聴会の規定がないことは先ほど申し上げたとおりでございますけれども、かわりの措置ではございませんけれども、御案内のとおり、電力取引監視等委員会、今は電力・ガス取引監視等委員会になっておりますが、その監視委員会の方で、専門家の知見をかりまして、そこで厳正な審査をしていくという点、それから、そのプロセスに消費者の方々にも参加していただく、こうした形になっておりますので、御承知おきただけだと思ひます。

○藤野委員 大臣、いかがですか。今の同じ質問です。

○林国務大臣 今の政府委員の答弁のとおりでございます。

○藤野委員 やはりこの法案は本当に問題が物すごくあるんですね。

先ほど言つたように、本法案の意義と言われる三つの問題、有害なものが減るとか、有害度が低減するとか、資源が有効活用できるとか、こういうのも全く成り立たない。しかも、MOX燃料加工工場の費用を新たに加えるにもかかわらず、それも試算していない。

そのもつと、再処理にかかわる費用、これを託送料金に乗せるということをご否定しなかつた。具体的に決めることは私も言つておりません。要するに、検討をする、検討が必要だと大臣はおっしゃつたわけですね。本当にもう二重三重にこれは許されないと、思っています。

こういう形の核燃料サイクルというのはもう破綻しているし、これを国の関与を強めて推進するというのには許されないと、思っています。大臣、いかがですか。

○林国務大臣 先ほどから答弁しているように、現時点で何らか具体的な決定をしたということ

ございませんで、現時点ではそういう意味では検討していませんが、今後、原子力に関する費用の負担、投資回収について、さらなる対応のあり方については引き続き検討をしなければというふう

に考えているところでございます。

○藤野委員 もう最後になりますけれども、その回収のあり方なんです。ですから、回収するのなら、自分のところの発電は原子力ですよ、そういう会社ですよと行ってやるべきで、託送に乗せるというところは、発送電分離とか電力自由化とか言いながら、結局は、原発温存、原発優遇のための資金をそうやって回収しよう、それは嫌だと言っている人からも回収しよう、そういう仕組みになるということ、これは絶対に許されないと

ことを指摘して、質問を終わります。

○高木委員長 次に、足立康史さん。

○足立委員 おおさか維新の会の足立康史でございます。

きょうは、私はふだん経産委員ではございませんですが、我が党の木下委員が別の委員会の視察で外しておりますので、私は、望んで来たというよりは、木下さんからやってくれということと参りましたので、何とぞ御理解のほど、よろしくお願ひします。

さて、まず申し上げたいのは、九州の地震、犠牲になられた方々、また御遺族の皆様にお悔やみを申し上げますとともに、被災されている全の方に御見舞いを申し上げます。

まず冒頭、川内原発の話から申し上げます。思っておりますが、ちょっと順番をかえさせていただきます。今、共産党の藤野委員の方から、大変重要な、いろいろな御指摘がありました。私は、共産党さんとは立場を異にしておりますが、指摘の点は大きく大事だと思っております。特に、国民はいろいろ知ってしまっただという御指摘が、あつて、もつと知りたい。当然、私もそうだと思います。藤野先生、いろいろなところで隣に座ることが多いんですけども、大変尊敬して

かつて、自民政権というか、民主党さんが政権交代される前まで、自民政権でずつとやってきた、進めてきた原子力政策については、それはそれで一つの合理性があつたと思つて、全く同じようにこれからもできるわけではない。むしろ共産党さんは、何とていって、もうやめた方がいいんじゃないかというお立場、民進党さんは、ちよつとよくわかりませんが、基本的にはこのサイクル政策も賛成されていくと承知をしておりますが、私はもつと力を入れてやつた方がいい、こう

思つていまして、その理由は、まず、ちよつと誤解があつてはいかぬので、再稼働については、我々は余り賛成していません。原発再稼働責任法案という法案を昨年の国会に出しました。すなわち今の法体系のままで、地元同意とか避難計画とか最終処分とか、いろいろの問題について、今の法体系のままで再稼働をどんどん進めていくことについては、おおさか維新の会は反対なんです。だから、今稼働していることについては反対なんです。

ただ、何か科学的ではない、何か政治的な観点から川内をとめるとか、それは私はよくわからない。それから、こういうサイクル政策についても、では、これまで長年にわたつてこの原子力政策を推進してきた日本がサイクル政策を本当にやめていいのかと。

私たちが、よく大阪でも前代表の橋下さんとかと議論してきた最大のポイントは、小泉元総理とちよつと観点が違うんですが、視点は違うんですが、やはり最終処分の問題は大きいテーマだと思つていまして。

先ほども藤野委員の方から、放射性物質がいろいろ出ているんだとか、それから原子力優遇じゃないか、こういう話がありました。もう既に日本は大量の使用済み燃料、高レベル放射性廃棄物をたくさん抱えているわけですね。それは、ちよつと詳しくありませんが、十万年とかいう時間の中で解決していかないとけない問題で、我々おおさか維新の会は、十万年は長過ぎると

思つていまして。三百年だつたら何とかなると思つていまして。

そういうふうにも思うようになった根拠は何かというところ、やはり東日本大震災の瓦れきなんですね。瓦れきを受け入れた。瓦れきは、福島、瓦れきじゃないですよ、福島以外の瓦れきを受け入れたわけですね。大阪府は、もう大変だつたんですよ、大阪府役所が大阪市民に取り囲まれて、取野党を支援されている方が多いと思つて、取り囲まれて、橋下市長は大変な思いをしながら瓦れきを受け入れたんですよ。

福島ではない瓦れきを応援することも大変だつたんですよ。何で、これで放射性廃棄物を受け入れる町が出てきますか。

そういう観点から、もつと力を入れて、法体系ももつともつと整備をして、サイクル政策は当然だし、その先に高速炉なんかもしつかりと研究をし、実証し、実用化していくべきである、私はこう思つていまして。

通告でいうと、一番最後の方になります。大臣、私は政府・与党もだらしなと思つていまして。そういう反対の声に押されて、まあ、原子力政策だけじゃないです、労働政策とかもそうですよ。野党に就業代ゼロだとか首切りだとか言われたらやめちゃうわけですよ、政府・与党は。だらしないですよ。やるべきことはやる。原子力政策もそうです。共産党の藤野委員がおっしゃつたように、本当のことを言つた方がいいですよ、もつと。

余り演説になるとまた怒られるんですが、もう一つだけちよつと御紹介をしておきたいのは、四月七日の原子力特委、藤野委員も御一緒にいます。田嶋委員も御一緒にいます。阿部先生も御一緒にいます。原子力特委で、私は環境省にある質問をしました。福島第一原発から放出された放射性物質、どれだけ今管理できているんですかという質問をしました。申し上げていることはわかりますか。福島第一は爆発しました。たくさん放射性物質が大

気とかに出たわけですね。東電によると、セシウム137だけでも十ペタベクレル、一万テラベクレルが飛び出したわけですね。

では、今、そのうちのどれだけを除去去土壌とかあるいは指定廃棄物という形でマネジメントできているんだというところ、結論からいうと、いろいろ仮定を置いて、さまざまな仮定を置いて試算をしてみたい。これは事務的にずつと詰めてきて、たんです。環境省の事務方とずつと詰めてきて、こういう仮定を置いて、こういう仮定を置いて、こういう仮定を置いて、こういう仮定を置いて、

で、これはそういう意味では私が試算したこととかもありませんが、環境省の水・大気環境局長から御答弁をいただきました、原子力特委で要すれば、そういうセシウム137、134も含めてもいいですが、半減期が違いますから、例えば134、137、セシウムの放出量について試算すると、陸域への沈着量、日本の国土に降つた放射性物質の一、二割は管理してあります。要は、割ぎ取つた土壌とか指定廃棄物で管理できるのは一、二割なんです。逆に言うと、八、九割はどこかあるんですよ。

だから、昔、福島第一の前には、我々の環境にはセシウム137はなかったんです。研究所、京大にはありますよ。東海村にはあつたかもしれない、六ヶ所村にもあつたかもしれないけれども、我々の近辺の環境には今まではセシウム137はなかったんです。人工物ですから。でも、二〇一一年の三・一一以降は、我々の近辺にあるんですよ。

だから、戦前戦後、今は災前災後といつてもいいけれども、我々は新しい日本として再生をしていかなあかんというのが基本的な認識で、藤野委員も共有していただけたらと思つて、そうした観点から、我々の先輩である沢昭裕先生も、私は国会議員になつてから、何度か食事をしながら、御指導を仰いだことがありますが、ずつと、もつと政治がしつかりしてくれということをおっしゃつていたわけがあります。

おさか維新の会は、きょう申し上げたような立場で、これからもしつかり頑張っていくことをお誓い申し上げて、質問を終わります。
○高木委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○高木委員長 この際、本案に対し、山際大志郎さん外三名から、自由民主党、民進党、無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会の四派共同提案による修正案が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。落合貴之さん。

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○落合委員 たいま議題となりました修正案につきまして、自由民主党、民進党、無所属クラブ、公明党及びおさか維新の会を代表いたしまして、その趣旨を御説明申し上げます。
修正の趣旨は、附則第十六条において、改正後の新法の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて、必要な措置を講ずるための年限を、この法律の施行後五年を経過した場合から、この法律の施行後三年を経過した場合に改めることとあります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。
○高木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○高木委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。真島省三さん。

○真島委員 私は、日本共産党を代表して、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。
反対理由の第一は、東電福島原発事故の痛苦の経験後もなお、破綻済みの核燃料サイクル政策を、国の関与を強めることにより、一層推進する仕組みをつくるものだからです。

これは、再処理事業とその関連事業の着実な実施、すなわち、核燃料サイクル政策の継続、原発の維持存続策にほかなりません。
しかし、これでは、原発の運転で生まれる核のごみの処分の問題や、再処理により増加する余剰プルトニウムの問題を、今よりも深刻化するだけで、解決するものにはなりません。
「もんじゅ」に代表される高速増殖炉サイクルも、軽水炉でMOX燃料を使用する軽水炉サイクル、プルサーマル計画も、既に破綻しています。肝心の六ヶ所再処理工場そのものが、これまでに二十三期も失敗するなど、まさに八方塞がりではありませんか。政府はこのことをはっきりと認め、核燃料サイクルから直ちに撤退すべきです。

反対理由の第二は、今後の再処理事業や関連事業にかかる費用の全体像を国民に示さないまま、将来発生する使用済燃料の再処理に加え、MOX燃料加工工場の運転や解体費まで、電気料金という形で国民にツケを回そうとするものだからです。
六ヶ所村の再処理工場はたび重なる竣工延期に伴い、施設の建設工事だけでも当初見込みの約三倍にまで膨れ上がっています。再処理事業そのものの実現の見通しはついておらず、事業費が当初の見込みから増大することは明らかです。
ところが、政府は質疑の中でも、再処理事業やその関連事業の総事業費の全容を明らかにしませ

んでした。際限ない国民負担を強いるものであり、到底容認できません。
なお、自民党、民進党、公明党、おさか維新の会提出の修正案は、これまで述べた法案の問題点を解決するものではないため、賛同できません。
今政治がやるべきは、核燃料サイクルの土台である日米原子力協定をきつぱりと廃棄するとともに、原発ゼロの日本を願う国民世論にこたえて、原発から撤退する道を決断すべきであることを最後に指摘し、反対討論いたします。(拍手)

○高木委員長 これにて討論は終局いたしました。
○高木委員長 これより採決に入ります。
内閣提出、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。
まず、山際大志郎さん外三名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○高木委員長 起立多数。よって、本修正案は可決されました。
次に、たいま可決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○高木委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○本村(賢)委員 たいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。
原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
一 核燃料サイクル政策は、今後の原子力発電所の稼働量、再処理施設の稼働時期、技術革新、国際情勢等と密接に関係しており、事業期間も長期にわたるため、将来の状況の変化に適切に対応できるよう柔軟性を確保すること。そのため、将来的に状況が変化し、政策の見直しが必要となるような場合には、政府は責任を持って、本法修正案についても見直しを検討し、必要な措置を講ずること。
また、本法附則第十六条の規定に基づく見直しに当たっては、政府答弁や附帯決議を踏まえて行うこと。

二 核燃料サイクル政策の将来における幅広い選択肢を確保する観点、さらに、すでに発生している研究炉の使用済燃料や福島第一原子力発電所の使用済燃料対策の観点から、使用済燃料の直接処分や暫定保管を可能とするための技術開発や必要な措置など、多様なオプションの検討を進めること。
三 プルトニウムの需給バランスに関して、「利用目的のないプルトニウムは持たない」との原則を堅持するとともに、政府は原子力事業者に対して、この原則を認識したうえで再処理事業を実施するよう指導し、仮にこの方針に反する再処理等事業の実施中期計画を認可法人が策定した場合には、経済産業大臣はこれを認可しないものとする。

四 認可法人が策定する再処理等事業の実施中期計画を経済産業大臣が認可する際には、原

○高木委員長 たいま議題いたしました法律案に対し、山際大志郎さん外二名から、自由民主党、民進党、無所属クラブ及び公明党の三派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。本村賢太郎さん。